

令和2年10月23日

横浜機工テクノ株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の就業継続を促進し、さらに活躍できる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年11月1日～令和7年10月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1

管理職（課長級以上）の女性を計画期間内に1名以上登用する。

＜実施時期・取組内容＞

- 令和2年11月～ 育成要素（資格取得、研修等）ごとの男女別参加率の把握。
- 令和3年 5月～ 育成プログラムの検討。
- 令和3年 12月～ 育成プログラムの決定及び実施。
(次期管理職候補…主任、係長、リーダーの育成)

目標2

年次有給休暇の取得率を、一人当たり平均年間取得率前年比10%以上の増加とする。

＜実施時期・取組内容＞

- 令和2年11月～ 社員の毎月の有休取得率をデータ化し、上司に情報提供する。
- 令和3年 1月～ 年次有給休暇取得率向上に関するトップメッセージの発信。
- 令和3年 1月～ 部署ごとに次年度の有休取得率向上計画の策定をする。
- 令和4年 4月～ 取組結果を基に、目標達成に向けた計画の見直しを行う。

目標3

採用者に占める女性の割合を40%以上にする。

＜実施時期・取組内容＞

- 令和2年12月～ 女性が安心して働ける職場づくり
 - ・工場敷地内に外部からの侵入を防ぐため、監視カメラの設置を行う（セキュリティーの強化）
- 令和3年 4月～ 女子学生の応募を増やすため、求人票の内容を見直す。
- 令和3年 12月～ 出産や育児を理由に退職した社員に対する再雇用制度を導入する。